

第 1 7 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 6 月 6 日 午前 9 時 0 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 6 月 6 日 午前 9 時 4 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信		○	農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 3 番	齊藤 美保 委員
	議席 1 4 番	角田 壽一 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田 徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 事	奥山 早紀	
	主 事	吉田 智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時00分>

事務局長

おはようございます。

開会前に、事前に配布させていただいた議案書について、配布後、議案の訂正等が2か所ありましたのでご報告いたします。

1カ所目は、5ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、こちらが取下げとなりました。

2カ所目は、9ページ中段です。申請番号5の8番、用途が診療所用地となっておりますが、用途を「定期借地権付診療所用地」、申請事由を「定期借地権付診療所用地として利用したい」、に訂正をお願いいたします。

それでは、第17回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

ただいまの出席委員は、19人中18人で会議は成立しております。

なお、議席番号6番、廣瀬淳委員については、欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号13番、斉藤美保委員、議席番号14番、角田壽一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は斉藤美保委員と角田壽一委員に決定いたしました。 続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。 報告書の1ページをお願いいたします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は、記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりです。 以上で、報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。 報告書の3ページをお願いいたします。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は、記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載の

とおりです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、5ページから9ページに記載の12件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権です。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川・伊香保地区を斉藤美保委員、子持・赤城・北橘地区を石田玉枝委員より報告をお願いします。最初に斉藤委員、お願いします。

13 番

はい。13番、斉藤。着座にて説明させていただきます。

令和5年5月30日に実施しました、第2班、渋川・伊香保地区の現地

調査報告をいたします。

参加者は、眞下委員、岸委員と私、斉藤。事務局は、吉田係長、吉田主事の計5名で実施しました。

渋川・伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が6件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と西と南は宅地、北は山林となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は畑、南は畑と一体利用する宅地、北は畑と雑種地となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の2番の現地は、東は畑、西と北は宅地、南は道路となっております。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

申請番号5の3番の現地は、東は畑と道路、西は転用許可済地、南は畑、北は宅地と道路となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の4番の現地は、東は田、西は道路、南と北は宅地となっております。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

申請番号5の5番の現地は、東は田と宅地、西は一体利用する宅地、南と北は道路となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の6番の現地は、東は宅地、西は山林、南と北は畑となっております。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

申請番号5の7番の現地は、東は畑と道路、西は畑と道路、南は畑と道路、北は畑と道路となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

以上で、第2班、渋川・伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、石田委員、お願いできますか。

18 番

はい。18番、石田です。着座にて説明させていただきます。

令和5年5月30日、火曜日に実施しました、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田委員、青木委員と私、石田です。事務局は、池田係長、奥山主事の計7名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、4条による申請が1件、5条による申請が9件、計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南は山林、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は畑、西は宅地、南と北は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は道路、西は雑種地と河川、南は水路、北は河川となっています。申請地は問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地と田、西と南は田、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東は畑、西は一体利用する宅地、南は道路、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

12ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東と北は道路、西は畑、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の15番の現地は、東は畑と道路、西は宅地、南は畑、北は道路と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において、調査員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長	ありがとうございました。 現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告について、質疑等がありましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 以上で現地調査報告を終わります。 続きまして、議事日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	着座にて説明させていただきます。 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書の1ページから2ページ関連です。 議案書の1ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番は、受人が既に埋設してある地下導水管部分について、将来に渡り、適切に維持管理するため、権利の設定を行うものです。 申請番号3の2番及び3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号によって、譲受人または世帯員等の農地のすべてについて耕作を行うと認められることが定められております。 申請番号3の3番については、令和5年6月2日、事務局にて譲受人所有の農地を確認したところ、北橘町上箱田地内の畑4筆において、耕作されていませんでした。そのため、事務局にて是正指導したところ、6月30日までには是正するとのことでありました。

つきましては、可否の判断は保留とし、引き続き、来月の総会に上程させていただきたいと思います。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から4番の4件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

14 番 はい。14番、角田です。

議 長 はい。14番、角田壽一委員。

14 番 申請番号3の3番ですが、是正指導とは具体的にどんな指導を行いましたか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 畑の状況が荒れており、草が生えている状況になっていますので、「管理耕作をお願いします。草刈り等をしっかりしてください。それが出来るまでは事務局としては管理されていないということで考えています。」というお話をさせていただきました。

14 番 では、耕作放棄までにはいかにないようにしたいということですか。

事務局 その通りです。

14 番 はい、ありがとうございました。

議 長 他にありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から4番の4件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の3番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により保留とし、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から4番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から4番の4件のうち申請番号3の3番の1件については保留とし、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から4番の3件については、議案のとおり許可することと決しました。

続きまして、議事日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地

も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方は
お願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号申請番号4の1番から3番の3件については、
許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件については、議案の
とおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。事務局
の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請について、ご説明いたします。

議案書の7ページから12ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお
り、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決
定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、
面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につい
ては、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議
案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請において提出書類に不備があり、総会までの提出を依頼しておりましたが、当該申請人より提出が遅れる旨の連絡がありました。

つきましては、許否の判断は保留とし、引き続き、来月の総会に上程させていただきたいと思います。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、社会福祉法による社会福祉事業で、土地収用法の対象事業であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から15番の15件について審議します。質疑がある方はお願いいたします。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議 長 はい。2番、高橋昭彦委員。

2 番 ちょっとお聞きしたいんですが、申請番号5の8番、ここは農振除外はいつごろ外れたのですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 まず除外が外れたのは、平成12年に分譲住宅用地として、除外されています。その後、令和5年2月6日に利用目的変更として、改めて申請が出ていました。平成12年の時は、住宅用地ということでありましたので、周辺は市街化が進んでいるというところから、除外が外れたのではないかと考えております。令和5年2月6日に利用目的変更で病院にしたいということになり、病院であれば市外の方たちが経営する病院という考えでは利用目的を変更するのは難しいのではないかと、と農業委員会事務局としては考えました。しかし、近くに薬局等があり、そこが除外として外れています。そのような状況で県とも協議を重ねた結果、ここについては、以前、薬局は集落接続として除外している経過が分かったことから、病院についても集落接続で除外するのが正しいのではないかと、県と十分に協議した結果、除外したというような状況であります。以上です。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議 長	はい。2番、高橋昭彦委員。
2 番	この土地の周辺は営農型太陽光があると思います。その土地は、太陽光としては除外できないという話の中で、営農型太陽光をやられています。実際にその東側が平成12年に農振の除外になっているとすると、なぜ営農型太陽光の時にその農振の除外ができなかったのか、という疑問です。
議 長	疑問は重々承知してるんですけど、入り口が住宅に入る広さがないということで営農型になった経緯があります。
事務局	補足いたします。薬局が出来たところと、今回の病院のところは第1種農地、本来は除外をできません、というところなのですが、集落の接続なので認めましょうという例外規定で外れております。先ほどの太陽光のところというのは、元々第1種で太陽光をやりたいと言った場合は、例外規定に当てはまらないので、除外できないというような状況になります。
2 番	あまり納得出来ないですね。営農型太陽光の発電について、南側は道路だったと思うんですが、進入路については問題視してなかったような気がします。これから先、営農型太陽光が不許可になる可能性が十分出てくるから、そうなった場合に、東側が農振除外になってなぜそのところがならなかったのか、疑問に思っ質問しました。この転用に問題があるというわけではありません。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	基本的には第1種農地では太陽光は出来ません。では、太陽光をやるためには、営農型太陽光で行う、という考えでよいのかと思います。
14 番	はい、議長。14番、角田。
議 長	はい。14番、角田壽一委員。
14 番	今話に出てる営農型太陽光なんですが、春の作付前にお邪魔したところ、今年のかぼちゃを作るとおっしゃってました。その辺を確実に管理、確認されてますか。それが履行されてなければ、営農型はアウ

トではないですか。そのあたりどうお考えですか。

事務局

先ほどの場所については、太陽光の更新の中で面談を行いました。面談の中で、管理耕作が出来ていないということで各委員さんは承知をいたしまして、許可を本来であれば3年のところを、経過措置といたしまして1年間で許可を出したという状況です。1年間の状況を見せてもらって、再度、許可を延ばすかどうか、また面談なり、状況なりを見ながらやっていく、そのような状況になっております。

18 番

はい、議長。18番、石田。

議 長

はい。18番、石田玉枝委員。

18 番

例えば、営農が年間何十万円以上、生産しないとだめですよっていうその規定があったとして、それが1年2年3年と守られなくても、市や県の判断は、国がもう太陽光の発電を促しているんだからしょうがないかという考えになってはいませんか。取壊しとかそういうのは出来ないですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

地域の単収の8割を確保しなさいという要件があるんですけども、国の方もそこは検討しているのだと思います。ただ、現状では8割要件を廃止するということではなく、営農型をやる方は、8割の作物を作っていただくというのが条件にはなっています。

議 長

よろしいですか。他にありますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から15番の15件のうち申請番号5の7番の1件については保留とし、申請番号5の10番及び11番の2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、それ以外の12件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いしま

す。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものです。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川・子持・赤城・北橘地区における農用地の利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年7月1日を予定しております。

計画概要については、13ページの表の右上の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人が17人、受人が14人、筆数が29筆、面積は6万1,142平方メートルです。

個別の内容は、14ページから15ページ、令和5年7月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、先ほどの法令関係の従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号3番及び4番の2件について審議します。

関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号3番及び4番の2件について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号3番及び4番の2件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号3番及び4番の2件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号3番及び4番を除く番号1番から29番の27件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号3番及び4番の2件を除く、番号1番から29番の27件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号3番から4番の2件を除く、番号1番から29番の27件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第17回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前9時45分>

